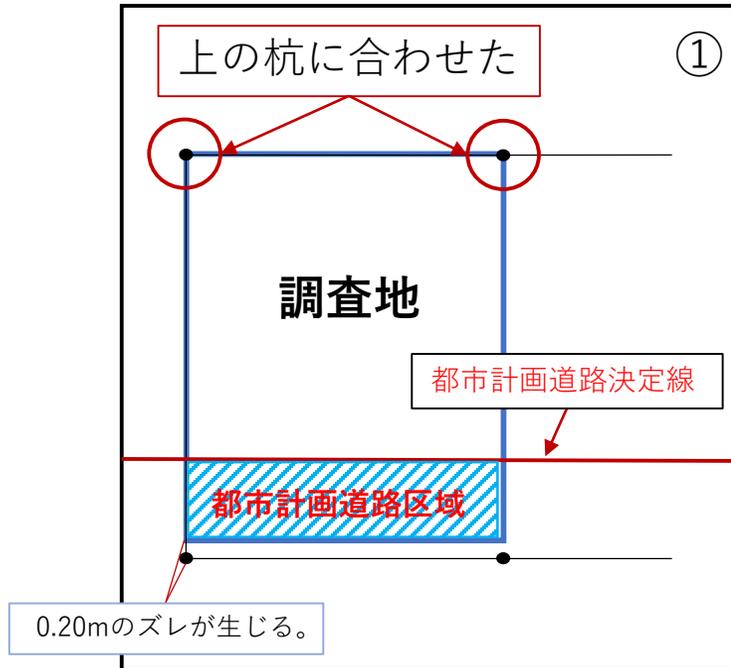
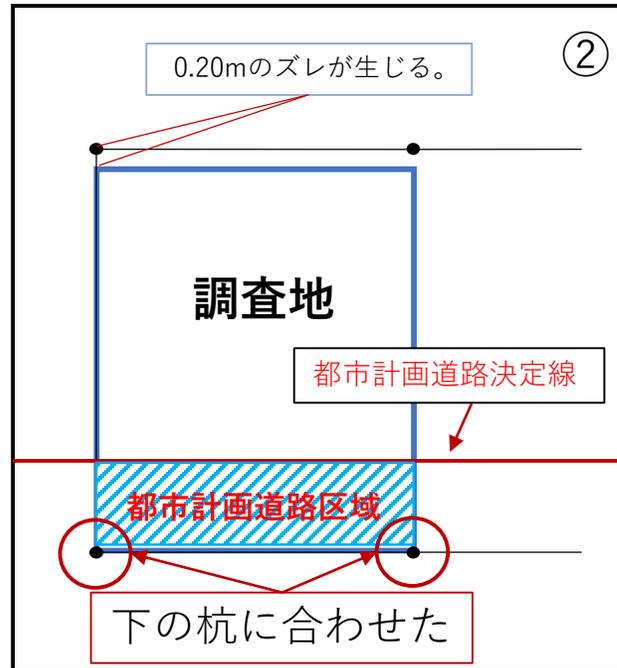


# 不利側についての考え方

調査地の位置を特定する際に、道路境界線と調査地図面の杭・外形が完全に一致しない場合は、**調査地に対して厳しい制限の割合が大きくなるように（不利側）**合わせます。不利側に合わせることで、都市計画道路の抵触や制限超過などの問題が発生するリスクが低くなります。

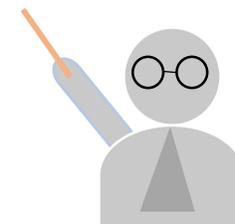


①上の杭で合わせた場合



②下の杭で合わせた場合

左図のように、測量精度の誤差により、測量成果とRマップ（区域線図）の境界点とズレが生じる場合があります。その場合、**調査地に対して厳しい制限の割合が大きくなるように（不利側）**合わせます。左図の場合、**都市計画道路が調査地に対して抵触する割合が大きい方が不利側**と考えられるため、②の合わせ方をします。



※都市計画道路と同様に用途界と防火界も不利側に考えます。

**用途界**：厳しい用途制限の割合が大きくなる方が不利側です。

**防火界**：厳しい防火制限の割合が大きくなる方が不利側です。（防火地域＞準防火地域＞防火指定なし）